

## 運営規程その10 生活応援事業運営規程（新設）

### （目的）

第1条 この規程は、組合員の生活を応援する各種事業の運営・利用について定める。

### （利用資格）

第2条 共済規則第12条に準ずる。

### （事業内容）

第3条 共済規則第3条(10)から(13)に掲げる事業

### （補助金）

第4条 第3条の事業を組合員が利用する場合、NCCU より補助金を出す場合がある。

### （利用の責務）

第5条 組合員は、NCCU と第3条の事業提携先との間の取り決めに従い、節度ある利用を行う。

### （損害賠償）

第6条 利用に際して生じた損害は、利用した組合員が責を負う。

### （利用の制限）

第7条 第5条および第6条に従わない組合員は、当該事業提携先の利用の停止もしくは第3条による事業提携先すべての利用停止を行う場合がある。

### （中央執行委員会の決議）

第8条 第4条および第7条に該当する事案については、中央執行委員会の決議をもって執行する。

### （実施期日）

第9条 この規程は、2023年3月17日より実施する。